

専決処分の報告について

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年3月26日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月10日

秦野市長 高橋 昌和



理由

建築基準法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

## 秦野市条例第 2 号

### 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成 12 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 号中「政令第 112 条第 18 項」を「政令第 112 条第 19 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

報告第2号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外へ直接通じる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第19項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画したとき。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外へ直接通じる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画したとき。</p>